| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数<br>二　算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合　算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額<br>三　算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合　イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額<br>イ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合　算定額と同額<br>ロ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合　基準額に三分の二を乗じて得た金額<br>2～9　［略］<br>（実績報告等）<br>**第二十二条**　［略］<br>2・3　［略］<br>4　交付金事業者は、前項の規定により主務大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。<br>5　主務大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | ロ　Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数<br>二　算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合　算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額<br>三　算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合　イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額<br>イ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合　算定額と同額<br>ロ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合　基準額に三分の二を乗じて得た金額<br>2～9　［略］<br>（実績報告等）<br>**第二十二条**　［略］<br>2・3　［略］<br>［新設］<br>4　主務大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。 |

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○厚生労働省告示第百四十九号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表第一** | **別表第一** |
| （略）　（略） | （略）　（略） |
| 平成二十九年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）　年十六・六三パーセント | （新設）　（新設） |

**○厚生労働省告示第百五十号**

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死 | 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死 |